

退去について

退去の際はお引越予定日の1ヶ月以上前に
貸主様もしくは管理会社への連絡・届出が必要です。



解約については必ず「建物賃貸借契約書」に記載されています。
契約期間内の途中解約の場合の最終賃料等及び解約日の決定方法など
必ず賃貸契約書をご確認下さい。

- △ 契約期間内の解約の場合、「期間内解約違約金」がかかる場合があります。
- △ 一度解約を受付しますと解約日の変更ができない場合があります。

解約までの流れ① 解約の申し入れ

お引越日（退去日）のご予定が決まりましたら、貸主もしくは管理会社へ
ご連絡下さい。

- △ 解約の連絡を解約予告期限（通常は解約希望日の1ヶ月前以上）までに連絡します。

解約までの流れ② 立会日のご予約

お引越日が確定しましたら再度、貸主様・管理会社へ連絡し
退去立会日時の打合せを行ってください。

- △ 退去立会はお荷物がすべて搬出された後に行われますので引越業者へ搬出作業時間を確認下さい。
- △ 退去立会時にご精算が必要となる場合がございますので事前にご確認ください。

解約までの流れ③ 各種解約の連絡

退去立会日前に下記もお引越のお手続きを忘れずに・・・

- ▼ 電気の使用停止
- ▼ 水道の使用停止
- ▼ ガスの使用停止
- ▼ 火災保険の解約
- ▼ 郵便局へ移転届
- ▼ 固定電話の移転手続き
- ▼ インターネット機器の撤去・移転手続き

解約までの流れ④ 退去立会

借主様・貸主様（もしくは管理会社）立会いのもと室内状況の確認を行います。

- △ 立会時にお部屋の鍵・物置の鍵を返却します。（紛失の場合、鍵交換費用がかかります）
- △ 退去時費用の精算を行います。退去に伴う費用をご持参もしくはお振込ください。
- △ 居室内において汚損・破損等が生じる場合、原則として修繕費用がかかります。

